

緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から避難した申立人父、被相続人母(申立人らのうち4名が相続)及び申立人長男夫妻について、生活基盤変容慰謝料各50万円(中間指針第五次追補の定める目安額)の賠償が認められるなどしたほか、申立人父が、南相馬市原町区で生まれ育ち、原発事故当時の居住期間が75年を超えていたこと、農業に従事し、行政区の長を務め、地元の消防団員として30年以上活動する(うち4年は団長を務める)などしたこと、被相続人母が、申立人父との結婚を機に南相馬市原町区に転居し、原発事故当時の居住期間が55年を超えていたこと、申立人父と共に農業に従事し、地域の会合に積極的に参加して地域社会や住民らと交流していたことなどを考慮し、申立人父及び被相続人母について、生活基盤変容慰謝料の増額分合計30万円の賠償が認められた事例。

## 全部和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)について、申立人X1、同X2、同X3、同X4及び同X5(以下5名を併せて「申立人ら」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

### 第1 表明及び保証

申立人らは、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- 1 亡A(以下「被相続人」という。)が平成29年11月〇日に死亡し、申立人X1、同X3、同X4及び同X5の4名が、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと
- 2 申立人らの知る限り、上記の4名が被相続人の全相続人であること

### 第2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目(別紙記載の期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

### 第3 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目及び期間に対する和解金として、合計金354万円の支払義務があることを認める。

### 第4 支払方法

(省略)

### 第5 清算

申立人らと被申立人は、別紙記載の損害項目(別紙記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対し

て別途請求しない。

## 第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解契約の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印のうえ、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和6年5月2日

（仲介委員 井奈波 朋子）

## 別紙

損害項目	期間	損害額
生活基盤変容による精神的損害 (中間指針第五次追補第2の2) (申立人X1、同X2、同X3及び亡A分)	—	2,000,000円
生活基盤変容による精神的損害増額分 (中間指針第五次追補第2の2) (申立人X3及び亡A分)	—	300,000円
自主的避難等に係る損害 (中間指針第五次追補第3) (申立人X1、同X2、同X3及び亡A分)	H23.4.23~H23.12.31	800,000円
家族別離に基づく精神的損害増額分 (中間指針第五次追補第2の4) (申立人X1及び同X2分)	H23.3.11~H23.4.30	40,000円
家族別離に基づく精神的損害増額分 (中間指針第五次追補第2の4) (申立人X3及び亡A分)	H23.3.11~H23.4.30	80,000円
生活費増加費用 (自家消費米野菜) (申立人X1、同X2、同X3及び亡A分)	H23.3.11~H27.2.28	320,000円
損害額合計		3,540,000円

以上